答 申

第1 審査会の結論

別表に掲げた不動産取得税賦課決定取消請求事件にかかわる訴訟関係書類の全部を特定個人が識別できる情報として非公開とした決定は妥当でないから、別表の「非公開と すべき部分」を除き、公開すべきである。

第2 経過

- 1 平成16年(2004年)4月22日、異議申立人は、長野県情報公開条例(平成12年長野県条例第37号。以下「本件条例」という。)に基づき、「不動産取得税賦課決定取消請求事件 (第1審)長野地裁 平成11年(行ウ)第9号 平成12年7月28日判決 (第2審)東京高裁平成12年(行つ)第261号 平成13年5月17日判決(上告審)にかかわる訴状、答弁書、準備書面、証拠関係書類、控訴状、答弁書、準備書面、証拠関係書類、上告状、上告理由書、上告受理申立書等 訴訟関係書類の一式」について、公文書公開請求(以下「本件公開請求」という。)を行った。
- 2 同年5月19日、長野県知事(以下「本件実施機関」という。)は、本件公開請求に対して別表記載の公文書(ただし、文書番号18及び19の判決書を除く。)を特定し、「個人に関する情報であって原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にもあたらない」との理由で、その全部を非公開とする、公文書非公開決定(以下「本件決定」という。)を行って、異議申立人に通知した。
- 3 同年6月7日、異議申立人は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第4 条の規定により、非公開決定処分の取り消しを求めて、実施機関に対し異議申立てを 行った。
- 4 同年6月11日、異議申立人は本件実施機関に対して、判決書も非公開とするならば、5月19日の非公開決定を変更し判決書を含めること、を求めて非公開処分変更の申し立てを行った。
- 5 同年6月18日、本件実施機関は、別表の文書番号18及び19の判決書(第1審、第2審)について、公文書非公開追加決定を行って、異議申立人に通知した。 (以下、文書番号18及び19を含め、別表掲載の公文書を「本件公文書」という。)

第3 異議申立人の主張

1 公になっている情報

本件公文書は、当該訴訟においてすでに公になっているものである。民事訴訟法上、 当該訴訟当事者にしか写しの交付が認められていないことをもって、公にされていな い事実として扱えることはない。

2 本件条例第7条第6号該当性について

本件公文書は、それぞれ第1審、第2審において判決として確定している。最高裁判所に本件実施機関が上告していることをもって、それぞれの訴訟関係書類の記載内容それ自体が書き換えられるものではない。異議申立人は当該事件とはまったく関係がないのであり、仮に最高裁判所に何らかの申し出をしたために最高裁判所の判断に大きな影響を与え、本件条例第7条第6号イに規定する「当事者としての地位を不当に害する」というのであれば、この点について、本件実施機関は非公開決定処分の折に、公開請求者に対して十分な理由を付記するべきである。

3 理由付記の不備

また、本件実施機関は、非公開事由において、「第7条第2号に該当し、個人に関する情報であって原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない」としているのであれば、第7条第2号のア、イ、ウが定める、例外として公開できるいずれの場合にも当たらないことの理由を具体的に明らかにすべきである。しかし、処分通知書にはなんら具体的な記載もなく、理由付記不備の点で、本件実施機関の非公開決定処分は違法である。

第4 実施機関の理由説明の要旨

1 基本的な考え方

個人に関する情報の取扱いについては、第3条で公文書の公開請求権を十分に尊重 するとともに、「個人の秘密その他の通常他人に知られたくない個人に関する情報がみ だりに公開されることがないよう最大限の配慮をしなければならない。」と条例の解釈 及び運用の方針を示し、第7条第2号で非公開を原則としている。

本件公文書には、所有土地の評価額や税額等、個人の財産に関する情報が記載されており、本件条例第3条に規定する「個人の秘密その他の通常他人に知られたくない個人に関する情報」に該当することを踏まえた上で、記載内容は本件条例第7条第2号の規定により非公開とすべきであり、例外的に公開できる場合を規定した同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないと判断したため、非公開決定を行った。

2 異議申立人の主張に対する考え方

(1)「すでに公になっているものであること」について

異議申立人は、本件公文書はすでに公になっており、民事訴訟法において、写し

の交付は当該訴訟当事者に限定されていることを理由に、公にされていない事実と して捉えることはできない旨主張している。

本件条例第7条第2号ただし書アで規定されている「法令等の規定」とは、何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めている規定に限定され、公開を求める者または公開を求める理由によって公開を拒否する場合が定められていれば、当該情報は「公にされている情報」には該当しないと解されている。本件公文書の内容については、民事訴訟法第91条第1項の規定により閲覧を請求することができ、また、当事者等であれば、第3項及び第4項の規定により謄写、録音テープの複製等を請求できる。しかし、これらの規定の中には請求者を当事者等に限定し、訴訟記録の保存、裁判所の執務に支障があるときは請求できない旨を定めており、何人に対しても等しく公開することを定めているとはいえない。

また、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」の該当性については、裁判の対審及び判決は公開法廷で行われているとしても、本件公文書の内容が当該裁判の陳述等によってすべて明らかになっているものではない。また、仮に本件公文書の内容の一部が弁論で明らかにされていたとしても、書面として記録されたものと陳述したものとは性格が異なる。本件公文書のように個人の財産に関する情報が記録されているものについては、より慎重に取り扱うべきである。従って、本件公文書は条例第7条第2号ただし書アに該当しない。

(2) 判決への影響について

異議申立人が主張するように、本件公文書は本件条例第7条第6号イに該当しないと考える。

(3) 非公開理由について

異議申立人は、「本件実施機関は、具体的に条例第7条第2号ただし書ア、イ、ウが定める例外として公開できるいずれの場合にも当たらないことの理由を明らかにしなければならない。」と主張しているが、ただし書アには該当しないと考える。

ただし書イの該当性については、本件公文書を公開することによって人の生命、 健康、生活又は財産を保護する利益が特段認められないため、該当しないと考える。

ただし書ウの該当性については、本件公文書に記載されている訴訟は公務員個人 が当事者となっているため、該当しないと考える。

(4) 大阪市条例について

異議申立人は、参考例として、大阪市固定資産評価審査委員会が行った部分開示決定通知書を添付し、「長野県の条例と大阪市条例も併せて添付しているが、内容は同一であり、公開請求対象文書も固定資産税評価に関する訴訟関係書類で同一である」旨を主張している。

大阪市の決定のように、原告の住所、氏名、所有する土地の地番等の部分を非公開として残りの部分を公開できるか否かについて検討した。

部分公開の可能性を検討する場合には、本件条例第8条第2項に照らして、公開することができる部分の存否について判断するが、本件公文書については、特定の個人を識別することができる氏名、住所等を除いたとしても、裁判が公開で行われることから、その当事者が誰であるかは、一般人が通常入手できる情報で特定でき

ると考える。特に当事件は、上告審に係属中であるから、なおさらそう言える。

したがって、本件公文書の氏名、住所等を非公開としても、本件条例第7条第2号に規定する「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる」ため、本件条例第8条第2項による部分公開はできないものと判断した。

第5 審査会の判断理由

1 基本的な考え方

本件条例はその第1条に定められているとおり、県民の知る権利を尊重し、公文 書の公開請求権を保障するとともに、情報公開の総合的な推進を図ることで県の諸 活動を県民に説明する責任を全うし、県民参加による公正で開かれた県政の一層の 推進に資することを目的に制定されたものである。

本件条例の目的を実現するために、実施機関が保有する情報は原則公開とし、条例の運用に当たっては、この理念が十分に尊重されなければならない。しかし、一方で原則公開の条例においてもなお、例外的に他の公益等との調整を図るため非公開とせざるを得ない情報があることから、第7条で非公開情報が定められている。個々の請求に対しては、本件条例の原則公開の理念を尊重しつつ、個別に判断する必要がある。

さらに、本件条例は、県民の知る権利を尊重する観点から、第8条において部分公開の制度を設けており、公文書の一部に非公開情報が記録されていることを理由として、当然に公文書全部を非公開とするのではなく、公開できる部分は可能な限り公開すべきことを定めている。

当審査会は、これらの点を踏まえて本件実施機関による本件決定を検討する。

2 本件決定について

本件決定は、「不動産取得税賦課決定取消請求事件の第1審長野地裁 平成11年(行ウ)第9号 平成12年7月28日判決及び第2審東京高裁平成12年(行コ)第261号 平成13年5月17日判決(上告審)に関わる訴状、答弁書、準備書面、証拠関係書類、控訴状、答弁書、証拠関係書類、上告状、上告理由書、上告受理申立書等の訴訟関係書類一式」との請求に対して別表記載の公文書が特定され、これらすべての文書が、「個人に関する情報であって原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にもあたらない」との理由で、本件条例第7条第2号に該当するとして非公開とされたものである。

3 本件公文書全体の本件条例第7条2号該当性について

(1) 本件条例第7条2号について

本件条例第7条第2号は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定個人を識別

することができないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報と規定している。ただし、法令等の規定により又は慣行として公にされ又は公にされることが予定されている情報(ただし書ア)、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公開することが必要である情報(ただし書イ)、公務員の職・氏名・職務の内容で個人の権利利益を不当に害さないもの(ただし書ウ)は公開するものとされている。

(2) 本件条例第7条2号ただし書ア該当性

本件実施機関は、本件公文書全体が本件条例第7条第2号に該当し、また例外 として公開できる場合である本件条例第7条2号ただし書アについて、民事訴訟 法の規定の中には、閲覧等の請求者を当事者等に制限する規定があることから、 何人に対しても等しく公開することを定めているとは言えないことを理由とし て、全部非公開決定を行っている。

他方、本件条例第7条2号ただし書ア該当性については、本件異議申立人は、 本件公文書が当該訴訟においてすでに公になっているから、これに該当する旨主 張している。

しかし、同号ただし書アに定める「公にされ」とは、当該情報を現に公衆が知り得る状態に置かれていることを意味すると解されるところ、実施機関が理由説明書で述べているように、民事訴訟法第91条第1項等の訴訟記録の閲覧・謄写に関する規定は、訴訟記録を何人に対しても等しく公開することを定めているものではなく、また、審理や判決言渡しなどが公開手続で行われているとしても、そのことによって訴訟記録が何人に対しても等しく公開されているわけではない。そのうえ、本件公文書には、文書番号1「不動産取得税賦課決定取消請求事件に対する応訴について(平成11年10月8日起案)」などのように、裁判手続に提出等しない文書も含まれている。これらの文書は、公開の法廷に提出し、又は提出することを予定しているものではない。

したがって、本件公文書は現に公衆が知り得る状態に置かれている情報とはい えないから、本件条例第7条2号ただし書アに該当しない。

(3) 本件条例第7条2号本文該当性について

なお、本件実施機関は、本件公文書について、特定個人を識別することができる氏名、住所等を除いたとしても、裁判が公開で行われることから、その当事者が誰であるかは一般人が通常入手できる情報で特定でき、本件条例第7条第2号に規定する「他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる」とする。

しかし、そもそも、2号で照合の対象となる「他の情報」とは、あらゆる情報を指すわけではなく、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報を指しているのであり、特別な調査をすれば入手しうるかもしれないような情報までは含まないものと解される。

本件公文書についてみれば、民事訴訟の口頭弁論期日は公開手続で行われている関係から、裁判所の案内板や当該事件の口頭弁論が開かれる法廷前の掲示板には、その当日開かれる裁判の事件番号、事件名(例えば、損害賠償請求事件)、

原告及び被告の氏名や名称が表示されるだけであり、しかも、民事裁判では訴訟 代理人のみが出廷し訴訟当事者が出廷しないことも多く、上記表記だけでは特定 の個人を識別することは必ずしも容易ではなく、仮に訴訟当事者が出廷するなど して個人が特定できるとしても、当該訴訟の口頭弁論期日に直接、法廷を傍聴し ないかぎり特定できないことなどからすれば、このような調査はきわめて特別な ものであり、このようなことができることをもって、「他の情報と照合すること により特定個人を識別することができる」場合に当たると言うことはできない。 したがって、氏名、住所等の個人識別性のある記述等の部分を除けば、本件条 例第7条2号本文の「他の情報を照合することにより、特定の個人を識別するこ とができることとなる」とはいえないから、この点に関する本件実施機関の判断 は妥当ではない。

4 本件公文書に記載された情報の個別検討

(1) 部分公開の可否について

当審査会で本件公文書を見分したところ、本件公文書に記録されている情報には、本件条例第7条に規定されている非公開事由に該当しない情報と、本件条例第7条の非公開情報に該当する情報であっても、同条第2号に規定されている個人を識別させる情報の部分(氏名等)を除けば、公開しても個人の権利利益が害されるおそれがない情報が存在することが認められる。

そこで以下では、本件公文書について、本件条例第7条の非公開事由に該当するかどうか、該当する場合には、同第8条2項による部分公開を行うことを前提に、当該情報からどの部分を除けば特定の個人を識別することができなくなるかを、個別に検討する。

(2) 原告、控訴人、審査請求人、被上告人の個人の住所、氏名

本件公文書は訴訟記録であることから、随所に原告、控訴人、審査請求人、被 上告人の氏名が記載され、文書によっては郵便番号や住所も併せて記載されてい る。

すでに判断したとおり、これら訴訟当事者の個人情報は一般に公にされている情報とは言えないことから、本件条例第7条第2号ただし書アにいう公表情報に該当せず、その他のただし書にも該当しないことから、同号に該当する非公開情報と認められる。

(3) 土地所有者、土地取得者等の住所、氏名等

次の事項については、いずれも特定の個人を識別することができる情報であることから、本件条例第7条第2号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、非公開情報と認められる。

- ① 別表文書番号5の固定資産評価証明書に記載された所有者名
- ② 別表文書番号5の不動産取得税価格決定・特例控除適用明細書に記載されている、本件公開請求の対象となっている不動産取得税賦課決定の対象とされた原告の取得土地(以下「本件対象土地」という。)の取得者の住所、氏名
- ③ 別表文書番号5の不動産鑑定評価書の冒頭に記載されている鑑定依頼人及

び所有権者の氏名

- ④ 別表文書番号8の標準宅地調書に記載されている所有者名
- ⑤ 別表文書番号10の不動産取得申告書に記載された取得者の郵便番号、住所、 氏名、フリガナ、電話番号及び印影
- ⑥ 別表文書番号11の土地売買契約書に記載されている売主及び買主の住所、 氏名及び印影

(4) 不動産の所在等

ア 本件対象土地の所在が、別表文書番号1、5、6、8、10、11、15、16、18に記載されている。当審査会で調査したところ、本件対象土地の所在については、刊行物等から、「北佐久郡御代田町大字茂沢字森泉」までは既に公になっている情報と認められる。しかしながら、本件対象土地の存する森泉郷別荘地の区域や地番の状況から判断したところ、地番のうち枝番の部分を非公開とし、本番の部分を明らかにするだけでも、ある程度の区域を特定できると認められ、また、地積は既に刊行物で明らかになっているため、登記簿の情報と照合することにより、比較的容易に本件対象土地が特定でき、ひいては土地の所有者である特定の個人を識別することができると考えられる。

したがって、本件対象土地の地番の部分については、本件条例第7条第2号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、非公開情報と認められる。

なお、地目、地積については、既に刊行物で公になっている情報であることから、本件条例第7条第2号ただし書アに該当する公表情報と認められるため、公開することが妥当である。

イ 別表文書番号5、8の中に記載されている取引事例地における物件の所在地 については、取引事例地がそもそも本件対象土地の評価のために選定された近 傍類似地であることから、アで述べたのと同様に、地番の部分が本件条例第7 条第2号に該当する非公開情報と認められる。

別表文書番号8のうち、競売事件土地評価額閲覧調査報告書に記載されている競売物件の所在地については、本件対象土地が所在する森泉郷別荘団地の近傍地であることから、アで述べたとおり、地番の部分が明らかであれば、ある程度の区域を特定できると認められる。よって、競売事件土地評価額閲覧調査報告書に記載されている競売物件の所在地のうち、地番の部分については、本件条例第7条第2号に該当する非公開情報と認められる。

- ウ 別表文書番号10に添付されたオナーズヒル軽井沢土地売買実例に記載された物件の所在地のうち、地番の部分については、アで述べたとおり、本件条例第7条第2号に該当する非公開情報と認められる。
- エ 別表文書番号15における平成3年度評価額表(森泉地区)、平成7年度評価額表(森泉地区)に記載された不動産の地番の部分、裁決書の別表物件目録第1の土地における地番の部分、家屋の表示のうち所在における地番の部分については、アで述べたとおり、特定の個人を識別することができる情報であることから、本件条例第7条第2号に該当する非公開情報と認められる。

また、家屋番号は、建物を区分するために付された番号であり、原則として その建物の敷地の地番と同一の番号で表示される。したがって、家屋番号についても、特定の個人を識別することができる情報であることから、本件条例第 7条第2号に該当する非公開情報と認められる。

(5) 弁護士、不動産鑑定士、土地家屋調査士の情報

ア 住所、氏名、電話番号等

弁護士、不動産鑑定士、土地家屋調査士の情報は事業を営む個人の当該事業 に係る情報であるから、本件条例第7条第2号に該当せず、同第3号の該当性 が問題となる。

しかし、その住所、氏名、電話番号等は、公開することによって当該事業を 営む個人の正当な利益を害するとは認められないから、公開することが妥当で ある。

イ 弁護士・不動産鑑定士の印影等

本件公文書には、弁護士の職印が随所に押印され、また、別表文書番号5のうち不動産鑑定評価書の冒頭には、鑑定評価を行った不動産鑑定士の記名及び印影が記載・押印されている。さらに、別表文書番号8のうち陳述書には陳述を行った不動産鑑定士の記名及び印影が記載・押印されている。これらは事業を営む個人である弁護士、不動産鑑定士の事業に関する情報であるため、本件条例第7条第2号に該当しない。

これに対して、別表文書番号5の不動産鑑定評価書の末尾に記載・押印されている署名、印影(冒頭のものとは異なる印影である。)については別途検討が必要である。すなわち、鑑定評価書における不動産鑑定士の署名及び印影については、「不動産の鑑定評価に関する法律」第39条第2項において、「鑑定評価書には、その不動産の鑑定評価に関与した不動産鑑定士又は不動産鑑定士補がその資格を表示して署名押印しなければならない」と定められている。不動産鑑定評価は、不動産鑑定士の発行する鑑定評価書のみが公証力を有するのであり、公証実務の信用を担保するために、法律も不動産鑑定士の署名・押印を求めていると考えられるため、署名・印影が公にされた場合には、鑑定評価書が偽造されるおそれがあり、公証実務上支障が生じると考えられる。そうだとすると、署名及び印影が公になると、事業を営む個人である当該不動産鑑定士の鑑定業務の信用という社会的に保護されるべき正当な利益を害すると認められるから、別表文書番号5の不動産鑑定評価書の末尾に記載・押印されている署名、印影については、本件条例第7条第3号に該当すると言うことができる。

(6) 特定の法人にかかわる情報

別表文書番号5のうち地積測量図、別表文書番号11のうち回答書には、特定 の法人の代表取締役の氏名・印影が記名・押印されている。代表取締役の氏名に ついては、代表取締役が法人を代表する立場にあることから、本件条例第7条第 2号ただし書アに該当し、公開することが妥当である。

他方、代表取締役の印影については、商業登記法(昭和38年法律第125号)

第20条により登記所に印鑑を提出しなければならないことになっており、届出のなされた法人代表者の印鑑は、取引通念上、個人の実印と同様に高度の証明力を有するものとして取り扱われている。よって、代表取締役の印影が公開されれば、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるから、本件条例第7条第3号に該当する非公開情報と言うことができる。

別表文書番号10のうち、準備書面中には、被控訴人の照会相手方及び乙第19号証の作成者として森泉別荘地を開発した法人の名称、所属部署とともに担当者と推認される個人の氏名が記載されている(単に法人名とともに個人名が記載されているにすぎない場合には、当該部分からは担当者が法人を代表しうる地位にあるかどうかが判別できない。)。代表取締役が法人を代表する立場にあるのに対し、担当者はそのような立場にないから、担当者氏名は、特定の個人の職業、勤務先を示す情報であって、本件条例第7条第2号に該当する非公開情報と認められる。

また、回答書には、法人の名称、所属部署、回答書を作成した担当者の氏名、 印影が記載されている。このうち、担当者の氏名と印影については、特定の個人 を識別することができる情報であり、本件条例第7条第2号ただし書のいずれに も該当しないことから、本件条例第7条第2号に該当する非公開情報と認められ る。

(7) 本件対象土地及び取引事例地の地図、写真等

ア 別表文書番号5の不動産鑑定評価書には公図の写し、地積測量図、住宅地図、 「西軽井沢別荘地 森泉郷」の配置図、広域地図へ本件対象土地及び取引事例 地の位置を記載した図面、写真及び写真撮影方向概略図が添付されている。

これらは、広域地図を除き、いずれも本件対象土地又は取引事例地の位置や 形状、近隣の状況等が詳細に記載され、あるいは、カラー写真により土地の情 景が具体的に把握できるようになっているため、他の情報と照合することによ り容易に本件対象土地が特定され、ひいては、特定の個人を識別することがで きることとなる情報である。よって、本件条例第7条第2号に該当する非公開 情報と認められる。

なお、広域地図に本件対象土地及び取引事例地の位置を記載した図面は、土 地のおおよその位置は分かるものの、特定することまでは困難と認められるこ とから、特定の個人を識別することができることとなる情報とまでは言えない。 よって、本件条例第7条第2号に該当しない。

イ 別表文書番号10のうち、売買実例価格等調査報告書には住宅地図が添付され、本件対象土地の位置及び乙20号証の土地所在区域が示されている。これは、他の情報と照合することにより、容易に特定の個人を識別することができることとなる情報である。よって、本件条例第7条第2号に該当する非公開情報と認められる。

れ、あるいは、カラー写真により不動産の情景が具体的に把握できるようになっているため、他の情報と照合することにより容易に本件対象土地が特定され、ひいては、特定の個人を識別することができることとなる情報である。よって、本件条例第7条第2号に該当する非公開情報と認められる。

なお、広域地図に本件対象土地の位置を示した図面については、前述のとおり、土地のおおよその位置は分かるものの、特定することまでは困難と認められることから、特定の個人を識別することができることとなる情報とまでは言えない。よって、本件条例第7条第2号に該当しない。

(8) 土地の評価額、単価等

本件実施機関は、本件公文書には所有土地の評価額や税額等、個人の財産に関する情報が記載されており、これは本件条例第3条に規定する「個人の秘密その他の通常他人に知られたくない個人に関する情報」に該当すると主張している。

当審査会で見分したところ、本件公文書は不動産取得税賦課決定取消請求事件に関する文書であることから、固定資産評価額や土地の単価、地積等の個人の財産に関する情報が随所に記載されている。確かに、個人の財産に関する情報は通常、他人に知られたくない個人に関する情報といえよう。しかし、固定資産評価額等の情報自体は、匿名の作文や無記名の著作物などのように、個人の人格と直接的に関連しているものではないから、特定の個人と結びつかなければ、個人の秘密等として守秘されるべきとはいえない。

よって、所有土地の評価額や税額等の財産に関する情報であっても、氏名や地番等、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除けば、公開しても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるため、本件条例第8条第2項の規定により公開することが妥当である。

5 理由付記不備の点について

本件実施機関は、本件文書について、本件条例第7条第2号に規定されている「個人に関する情報であって原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にもあたらない」という理由により全部非公開の決定を行っている。これについて、異議申立人は、例外として公開できる場合として同条同号ただし書のア、イ、ウが定めている要件のいずれにも該当しない理由を明らかにしなければならないのに、決定通知書に具体的な記載がないのは適正でないと主張している。

すでに述べたとおり、当審査会は、本件公文書全体を個人情報に該当するとして 非公開とした本件実施機関の判断は妥当でないと判断したところであり、理由付記 不備による違法性については判断するまでもないが、実施機関における本件条例の 今後の運用に資するため付言する。

本件条例第11条第3項では、実施機関が「公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開しないときは、公開請求者に対し、当該各項の規定による通知に当該決定の理由を併せて通知しなければならない」と規定している。理由の記載については、非公開理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意

を抑制するとともに、非公開の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨によるものというべきである(最高裁判決平成4年12月10日)。このような趣旨からすれば、その理由の提示については、単に条例上の根拠規定を示すだけでは足りず、公開することができない理由を請求者が具体的に理解できる程度に記載することが必要であり、非公開情報の具体的な内容が明らかにならない程度において、どのような類型の情報が記載されているかを示すことが求められる。

本件実施機関は、本件決定において、裁判当事者が誰であるかは一般人が通常入手できる情報であり、これと照合することによって、本件公文書全体が特定個人を識別できる情報にあたると判断したというが、決定通知書に記載した理由は単に条例上の根拠を提示したにすぎず、本件の場合、公開請求者からみて、いかなる理由で本件公文書全体が本件条例第7条第2号にいう特定の個人を識別できる情報に該当するというのか理解できるものとはなっていない。これを上記最高裁判決の基準に照らしてみれば、違法ではないかとのそしりを受ける可能性が高い不十分なものであったといわざるを得ない。

理由付記の方法、程度は個別の事案ごとに検討を要するものであるから、本件実施機関としては、今後、当該公文書のどの情報が非公開理由のうちのどの要件に該当するのかについて、事案に則した適宜の方法により、公開請求者が具体的に理解しうる程度の理由を付記するよう努めるべきである。

6 結論

以上により、審査会の結論の通り判断する。

第6 審査経過

平成16年(2004年) 3月16日 諮問

4月19日 審議

12月 8日 実施機関の意見陳述

(なお、異議申立人は意見書を提出せず、意見陳述を希望しなかった。)

平成17年(2005年) 7月25日 審議

8月25日 審議

10月11日 審議

11月14日 審議

平成18年(2006年) 2月24日 審議

3月10日 審議

4月18日 審議

5月 8日 審議

6月12日 審議

7月 4日 審議

7月25日 審議

8月 8日 審議

8月28日 審議

10月25日 審議

11月 7日 審議

12月15日 審議終結